

## 第13回檜山北部3町合併協議会議案

豊かで美しい自然、

人と人のふれあいを大切にするまちをめざして

—共に生き共につくる にぎわいのある あたたかなふるさと—

日 時 平成17年6月28日（火）午後1時30分

場 所 北檜山町健康センター

檜山北部3町合併協議会

報告第 1 号

檜山北部 3 町合併協議会委員の変更について

平成 17 年 4 月 1 日付けの道の人事異動で檜山北部 3 町合併協議会規約第 8 条第 2 項に規定する委員である桧山支庁地域政策部長小田千秋氏が転任されたことに伴い、同委員に後任の地域政策部長 佐藤憲次氏を委嘱したので報告する。

平成 17 年 6 月 28 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会 長 内 田 東 一

報告第2号

3町の廃置分合及び郡の区域の決定について

平成17年4月28日付けで総務大臣告示がされたので、別紙のとおり報告する。

平成17年 6月 28日 提出

檜山北部3町合併協議会

会長 内田 東 一

○総務省告示第五百九号

町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七  
七条第一項の規定により、南牟婁郡紀宝町及び同  
郡鶴殿村を廃し、その区域をもって同郡紀宝町を  
設置する旨、三重県知事から届出があったので、  
同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年一月十日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百十号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、伊勢市、度会郡二見町、  
同郡小俣町及び同郡御苗村を廃し、その区域を  
もって伊勢市を設置する旨、三重県知事から届出  
があったので、同条第七項の規定に基づき、告示  
する。  
右の処分は、平成十七年十一月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百十一号

町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、北牟婁郡紀伊長島町及  
び同郡海山町を廃し、その区域をもって同郡紀北  
町を設置する旨、三重県知事から届出があったの  
で、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年十月十一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百十二号

町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、度会郡南勢町及び同郡  
南島町を廃し、その区域をもって同郡南伊勢町を  
設置する旨、三重県知事から届出があったので、  
同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年十月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百十三号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、山口市、佐波郡徳地町、  
吉敷郡秋穂町、同郡小郡町及び同郡阿知須町を廃  
し、その区域をもって山口市を設置する旨、山口  
県知事から届出があったので、同条第七項の規定  
に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年十月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百十四号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、岩国市、玖珂郡由宇町、  
同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周東町、同郡錦町、  
同郡美川町及び同郡美和町を廃し、その区域を  
もって岩国市を設置する旨、山口県知事から届出  
があったので、同条第七項の規定に基づき、告示  
する。  
右の処分は、平成十八年三月二十日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百十五号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、西茨城郡岩瀬町、真壁  
郡真壁町及び同郡大和村を廃し、その区域をも  
って桜川市を設置する旨、茨城県知事から届出が  
あったので、同条第七項の規定に基づき、告示す  
る。  
右の処分は、平成十七年十月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百十六号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、宇陀郡大宇陀町、同郡  
菟田野町、同郡榛原町及び同郡室生村を廃し、そ  
の区域をもって宇陀市を設置する旨、奈良県知事  
から届出があったので、同条第七項の規定に基づ  
き、告示する。  
右の処分は、平成十八年一月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百十七号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、南高来郡国見町、同郡  
瑞穂町、同郡吾妻町、同郡愛野町、同郡千々石町、  
同郡小浜町及び同郡南串山町を廃し、その区域を  
もって雲仙市を設置する旨、長崎県知事から届出  
があったので、同条第七項の規定に基づき、告示  
する。  
右の処分は、平成十七年十月十一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百十八号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、佐賀市、佐賀郡諸富町、  
同郡大和町、同郡富士町及び神埼郡三瀬村を廃し、  
その区域をもって佐賀市を設置する旨、佐賀県知  
事から届出があったので、同条第七項の規定に基  
づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年十月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百十九号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、本渡市、牛深市、天草  
郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本  
町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同  
郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置  
する旨、熊本県知事から届出があったので、同条  
第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年三月二十七日からその  
効力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百二十号

町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、紋別郡生田原町、同郡  
遠軽町、同郡丸瀬布町及び同郡白滝村を廃し、そ  
の区域をもって同郡遠軽町を設置する旨、北海道  
知事から届出があったので、同条第七項の規定に  
基づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年十月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百二十一号

町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、枝幸郡枝幸町及び同郡  
歌登町を廃し、その区域をもって同郡枝幸町を設  
置する旨、北海道知事から届出があったので、同  
条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年三月二十日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百二十二号

町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、久遠郡大成町、瀬棚郡  
瀬棚町及び同郡北檜山町を廃し、その区域をも  
つてせたな町を設置することに伴い、同法第二百  
五十九条第三項の規定により、同町の属すべき郡  
の区域を久遠郡とする旨、北海道知事から届出が  
あったので、同条第四項の規定に基づき、告示す  
る。  
右の処分は、平成十七年九月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百二十三号

郡の区域決定

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、久遠郡大成町、瀬棚郡  
瀬棚町及び同郡北檜山町を廃し、その区域をも  
つてせたな町を設置することに伴い、同法第二百  
五十九条第三項の規定により、同町の属すべき郡  
の区域を久遠郡とする旨、北海道知事から届出が  
あったので、同条第四項の規定に基づき、告示す  
る。  
右の処分は、平成十七年九月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百二十四号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、土別市及び上川郡朝日  
町を廃し、その区域をもって土別市を設置する旨、  
北海道知事から届出があったので、同条第七項の  
規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年九月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百二十五号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、土別市及び上川郡朝日  
町を廃し、その区域をもって土別市を設置する旨、  
北海道知事から届出があったので、同条第七項の  
規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年九月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百二十六号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、土別市及び上川郡朝日  
町を廃し、その区域をもって土別市を設置する旨、  
北海道知事から届出があったので、同条第七項の  
規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年九月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百二十七号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、土別市及び上川郡朝日  
町を廃し、その区域をもって土別市を設置する旨、  
北海道知事から届出があったので、同条第七項の  
規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年九月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務省告示第五百二十八号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、土別市及び上川郡朝日  
町を廃し、その区域をもって土別市を設置する旨、  
北海道知事から届出があったので、同条第七項の  
規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年九月一日からその効  
力を生ずるものとする。  
平成十七年四月二十八日

○総務大臣 麻生 太郎

○総務大臣 麻生 太郎

○総務大臣 麻生 太郎

○総務大臣 麻生 太郎

報告第3号

せたな町特別職等の報酬額等の答申について

平成17年5月10日付けで3町長から「せたな町特別職等の報酬額等」について諮問を受けた檜山北部3町合同特別職報酬等審議会会長 佐久間治男氏から、別紙のとおり審議した結果について答申書が提出されたので、報告する。

平成17年 6月 28日 提出

檜山北部3町合併協議会  
会 長 内 田 東 一

平成 17 年 6 月 9 日

大成町長 花 田 千賀志 様  
瀬棚町長 平 田 泰 雄 様  
北檜山町長 内 田 東 一 様

檜山北部 3 町合同特別職報酬等審議会  
会 長 佐 久 間 治 男

せたな町特別職等の報酬額等について(答申)

平成 17 年 5 月 10 日付で諮問を受けましたせたな町特別職等の報酬額等について、慎重に審議した結果、このたび別紙のとおり結論を得ましたので答申書を送付します。

## 答 申 書

平成17年5月10日付けで諮問を受けました「せたな町特別職等の報酬額等について」審議会を3回開催して審議を重ねてきた結果、下記のと通りの結論に達したので答申いたします。

平成17年6月8日

大成町長 花田千賀志様  
瀬棚町長 平田泰雄様  
北檜山町長 内田東一様

檜山北部3町合同特別職報酬等審議会  
会長 佐久間 治男

1、常勤の特別職の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町長	月額	750,000円
助役	月額	600,000円
教育長	月額	550,000円

2、議会議員の報酬額については、次のとおりとすることが適当である。

議長	月額	235,000円
副議長	月額	190,000円
委員長	月額	175,000円
議員	月額	165,000円

3、行政委員会委員の報酬額については、次のとおりとすることが適当である。

教育委員会	委員長	年額	330,000円
	委員	年額	274,000円
監査委員	識見	年額	330,000円
	議会選出	年額	274,000円
農業委員会	会長	年額	300,000円

委員 年額 250,000 円

選挙管理委員会 委員長 年額 206,000 円

委員 年額 173,000 円

固定資産評価 委員長 日額 8,800 円

審査委員会 委員 日額 7,700 円

4、町長職務執行者の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町長職務執行者 月額 750,000 円

5、合併特例区の長の職務を行う者の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

合併特例区の長の職務を行う者(合併特例区暫定区長)

月額 530,000 円

6、合併特例区の区長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

合併特例区区長 月額 530,000 円

7、合併特例区協議会委員の報酬額については、次のとおりとすることが適当である。

会長 日額 8,800 円

委員 日額 7,700 円

8、審議会開催状況

第1回審議会 平成17年5月12日 出席委員 9人

第2回審議会 平成17年5月26日 出席委員 8人

第3回審議会 平成17年6月8日 出席委員 9人

9、審議経過

審議に当っては、北部3町と檜山・渡島管内や道内類似団体との特別職等の報酬額等の状況、財政状況の比較を行うとともに、さらに3町の合併が行われた背景として地方交付税の削減等で財政状況が一層厳しくなっていくということなどの現実面を町民の目線で捉えた場合などを踏まえて、様々な角度から意見を述べ



合い、協議を行ってきた。

こうした中で、特別職及び議会議員の報酬等については、基本的に3町における平成17年4月1日現在の平均報酬月額等をベースにして、それぞれ職務の責任の度合いなどを加味し、さらに今般の財政情勢や町民感情も考慮に入れながら結論を出したものである。

◎審議の主な意見は次のとおりである。

- (1) せたな町の人口規模は、1万1千人余に達し、合併町として特別職に係る職責の負担度合いは高まる場所であるが、新町の財政状況を勘案した場合、常勤の特別職の給料額を道内類似団体と肩を並べさせることは町民感情からいって厳しいものがある。
- (2) 議会議員の報酬額については、今回在任特例で在職する39人に係る報酬額を検討し、議員定数22人に係る報酬額については、1年8か月後の時点で協議するようにしてほしい。  
また、農業委員会委員の報酬額についても、合併後10か月間、在任特例により28人在職することとなることから、他の行政委員会委員報酬額とは切り離して考えるべきである。
- (3) 特別職及び議会議員に支給されている期末手当役職加算については、制度の趣旨からいっても町民として理解を得ないので、新町においてはこの点十分考慮してほしい。
- (4) 行政委員会委員の報酬については、非常勤の特別職として主に年額により支給してきており、各執行機関の運営等に関わる職の特殊性を考えた場合、北檜山町をベースにして考えてもよいのではないか。
- (5) 合併特例区に係る区長の給料額については、職務の責任度合いなどを考慮すべきである。

以上のとおり、新町行政の運営に当る特別職等におかれては、合併時における厳しい環境の中、町民の負託に応え、町政の推進を図るための責任の重大さを認識され、さらなる新生「せたな町」の発展のためにも、より一層の努力をされることを切望するものである。

また、委員全員の総意として、新町の特別職等の報酬額等の水準を常に検討すべきであるという観点から、審議会を新町において定例的に開催することが適当であるとの提言をさせていただくものである。

檜山北部 3 町合同特別職報酬等審議会委員名簿

会	長	佐久間	治	男
会	長職務代理	朝倉	幸	満
委	員	濱口	幸	登
委	員	佐藤	幸	弘
委	員	山田	孝	男
委	員	二本柳		均
委	員	吉田	英	子
委	員	北川	泰	弘
委	員	佐藤	信	人

報告第4号

平成16年度檜山北部3町合併協議会事業報告について

平成16年度檜山北部3町合併協議会の事業について、別紙のとおり報告する。

平成17年 6月 28日 提出

檜山北部3町合併協議会  
会長 内田 東 一

## 平成 16 年度檜山北部 3 町合併協議会事業報告

### 1. 合併協議会の開催

	期 日	場 所	協 議 内 容
第 1 回	4 / 7 (木)	北檜山町健康センター	報告事項 ・ 協議会規約、規程等 11 件 協議事項 ・ 協議会収支予算、合併協定項目等 7 件 ・ 協議会スケジュール確認
第 2 回	4 / 23 (金)	瀬棚町町民センター	付議事件 ・ 合併協定項目 22 件を一括提案 協議事項 ・ 合併の方式について ・ 合併の期日について ・ 新町の名称について
第 3 回	5 / 14 (金)	大成町町民センター	報告事項 ・ 協議会委員の変更 (瀬棚町) 協議事項 ・ 新町名候補選定小委員会運営要綱 ・ 事務所の位置について ・ 財産の取扱いについて ・ 議会の議員定数及び任期の取扱いについて ・ 新町建設計画について
第 4 回	5 / 28 (金)	北檜山町健康センター	報告事項 ・ 新町名候補選定小委員会経過報告 協議事項 ・ 新町建設計画策定小委員会運営要綱 ・ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて ・ 地方税の取扱いについて ・ 一般職員の身分の取扱いについて ・ 条例、規則等の取扱いについて ・ 慣行の取扱いについて
第 5 回	6 / 25 (金)	瀬棚町町民センター	協議事項 ・ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて ・ 地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて ・ 特別職の身分の取扱いについて ・ 組織及び機構の取扱いについて ・ 公共的団体等の取扱いについて
第 6 回	7 / 23 (金)	大成町町民センター	報告事項 ・ 協議会委員の変更 (大成町) ・ 新町建設計画策定小委員会経過報告 協議事項 ・ 檜山北部 3 町合併協議会運営申し合わせ事項の一部変更について ・ 町・字の区域、名称の取扱いについて ・ 使用料、手数料等の取扱いについて

	期 日	場 所	協 議 内 容
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金、交付金等の取扱いについて</li> <li>・国民健康保険制度の取扱いについて</li> <li>・病院及び診療所事業の取扱いについて</li> </ul>
第7回	8/27(金)	北檜山町健康センター	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町建設計画策定小委員会経過報告</li> <li>・新町名候補選定小委員会経過報告</li> <li>・議会議員定数・任期検討小委員会経過報告</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合、一部事務組合等の取扱い</li> <li>・教育事業の取扱いについて</li> <li>・窓口サービス事業の取扱いについて</li> <li>・国際交流等事業の取扱いについて</li> <li>・姉妹都市等事業の取扱いについて</li> </ul>
第8回	9/24(金)	瀬棚町 町民センター	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町の名称について(継続協議)</li> <li>・議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)</li> <li>・消防・防災事業の取扱いについて</li> <li>・環境衛生・環境保全事業の取扱いについて</li> <li>・福祉・保育・保健衛生事業の取扱いについて</li> <li>・介護保険事業の取扱いについて</li> <li>・広報・広聴事業の取扱いについて</li> <li>・電算システム事業の取扱いについて</li> <li>・交通関係事業の取扱いについて</li> </ul>
第9回	10/8(金)	北檜山町 農村環境改善センター	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町建設計画策定小委員会経過報告</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町の名称について(継続協議)</li> <li>・消防・防災事業の取扱いについて(継続協議)</li> </ul>
第10回	10/22(金)	大成町 町民センター	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町名候補選定小委員会経過報告について</li> <li>・新町建設計画策定小委員会経過報告</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併の期日について(継続協議)</li> <li>・地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて(継続協議)</li> <li>・商工観光関係事業の取扱いについて</li> <li>・都市計画・建設事業の取扱いについて</li> <li>・上下水道事業の取扱いについて</li> <li>・農林水産関係事業の取扱いについて</li> <li>・その他事務事業の取扱いについて</li> </ul>
第11回	11/10(水)	瀬棚町 児童会館	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町名候補選定小委員会経過報告について</li> <li>・新町建設計画策定小委員会経過報告</li> <li>・議会議員定数・任期検討小委員会委員長報告</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出補正予算(第1号)</li> <li>・農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(再協議)</li> <li>・新町建設計画について(継続協議)</li> </ul> <p>提案事項(追加議案)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協定書（案）及び調印について</li> <li>・郡の所属の取扱いについて</li> </ul>
第12回	3 / 29 (火)	北檜山町健康センター	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協定調印式以降の経過について</li> <li>・新町の組織及び機構について</li> <li>・町章図案の選定について</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度檜山北部3町合併協議会補正予算（第1号）について</li> <li>・平成17年度檜山北部3町合併協議会予算について</li> <li>・檜山北部3町合併協議会の解散について</li> </ul>

## 2. 小委員会の開催

### ◎ 新町名候補選定小委員会

	期 日	場 所	協 議 内 容
第1回	5 / 18 (火)	北檜山町役場第1委員会室	<p>協議事項</p> <p>委員長・副委員長の互選 委員長／花田大成町長 副委員長／柳田瀬棚町議会議長</p> <p>候補選定方法 公募で選定 募集要領、選定基準の決定 選定スケジュール、募集チラシ 郡の名称の検討</p>
第2回	8 / 23 (月)	北檜山町健康センター	<p>報告事項</p> <p>新町名候補の公募結果について</p> <p>協議事項</p> <p>新町名候補選定について 郡の所属の取扱いについて</p>
第3回	10 / 8 (金)	北檜山町農村環境改善センター	<p>協議事項</p> <p>郡の所属の取扱いについて（継続協議）</p>
第4回	10 / 22 (金)	大成町町民センター	<p>協議事項</p> <p>郡の所属の取扱いについて（継続協議）</p>
第5回	11 / 10 (水)	瀬棚町児童会館	<p>協議事項</p> <p>郡の所属の取扱いについて（継続協議）</p>

### ◎ 新町建設計画策定小委員会

	期 日	場 所	協 議 内 容
第1回	6 / 28 (月)	北檜山町健康センター	<p>協議事項</p> <p>委員長・副委員長の互選 委員長／平田瀬棚町長 副委員長／斎藤北檜山町議会議長</p> <p>新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定について（継続協議）</p>

第2回	8 / 16 (月)	北檜山町健康センター	報告事項 新町における医療施策について 協議事項 新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定について（継続協議）
第3回	9 / 27 (月)	北檜山町健康センター	報告事項 新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定に伴う北海道に対する事前協議について 協議事項 新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定について（継続協議）
第4回	10 / 18 (月)	北檜山町健康センター	協議事項 新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定について（継続協議） 新町まちづくりプラン（新町建設計画）ダイジェスト版の作成について
第5回	11 / 4 (木)	北檜山町健康センター	協議事項 北海道との事前協議について 新町まちづくりプラン（新町建設計画）ダイジェスト版の作成について

◎ 議会議員定数・任期検討小委員会

	期 日	場 所	協 議 内 容
第1回	8 / 23 (月)	北檜山町健康センター	協議事項 委員長・副委員長の互選 委員長／高畑大成町議会議長 副委員長／中島委員（北檜山町） 議会議員定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

3. 幹事会の開催

	期 日	場 所	協 議 内 容
第1回	4 / 6 (火)	合併協議会事務局	選任事項 ・ 幹事長、副幹事長の互選について 協議事項 ・ 第1回檜山北部3町合併協議会議案等について
第2回	4 / 15 (木)	合併協議会事務局	協議事項 ・ 第2回合併協議会議案等について
第3回	5 / 6 (金)	合併協議会事務局	協議事項 ・ 第3回合併協議会議案等について

第4回	5 / 17 (月)	合併協議会事務局	協議事項 ・第4回合併協議会議案等について
第5回	6 / 10 (木)	合併協議会事務局	協議事項 ・第5回合併協議会議案等について ・第1回新町建設計画策定小委員会議案等について
第6回	7 / 5 (月)	合併協議会事務局	協議事項 ・議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱案について ・病院及び診療所事業について ・地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて ・組織・機構について ・町立高校の対応について ・広域連合・一部事務組合等について ・特別職の身分の取扱いについて
第7回	7 / 13 (火)	合併協議会事務局	協議事項 ・第6回合併協議会議案等について ・3町行政視察について
第8回	7 / 27 (月)	合併協議会事務局	協議事項 ・新町まちづくりプラン策定にかかる事業計画について ・組織及び機構の取扱いについて
第9回	8 / 3 (火)	合併協議会事務局	協議事項 ・新町建設計画について ・新町における医療施策について ・組織・機構について
第10回	8 / 10 (火)	合併協議会事務局	協議事項 ・病院・診療所の取扱いについて ・組織・機構の取扱いについて ・広域連合・新町後における課題整理について
第11回	8 / 18 (水)	合併協議会事務局	協議事項 ・第2回新町名候補選定小委議案等について ・第1回議員定数検討小委議案等について ・第7回合併協議会議案等について ・3町行政視察について
第12回	9 / 14 (火)	合併協議会事務局	協議事項 ・第8回合併協議会議案等について ・新町の医療対策について ・組織・機構の取扱いについて
第13回	10 / 4 (月)	合併協議会事務局	協議事項 ・第9回合併協議会議案等について ・合併特例区協議会について ・組織・機構の取扱いについて



第 14 回	10/12 (火)	合併協議会事務局	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 10 回合併協議会議案等について</li> <li>・ 組織・機構の取扱いについて</li> <li>・ 合併協議会今後のスケジュールについて</li> </ul>
第 15 回	11/ 2 (火)	合併協議会事務局	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 11 回合併協議会議案等について</li> <li>・ 第 5 回新町建設計画小委議案等について</li> <li>・ 第 5 回新町名候補選定小委議案等について</li> <li>・ 電算システムの基本計画について</li> <li>・ 合併協議会主催の住民説明会について</li> <li>・ 3 地区の電話番号変更について</li> <li>・ 合併協議会の体制について</li> <li>・ 新町議場の改修計画について</li> <li>・ 特別職の報酬検討について</li> <li>・ 新町誕生記念式典について</li> </ul>
第 16 回	11/30 (火)	合併協議会事務局	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併協定調印式について</li> <li>・ 合併関連議案について</li> <li>・ 合併協議会スケジュールについて</li> <li>・ 例規整備担当者説明会について</li> <li>・ 広域連合について</li> </ul>
第 17 回	12/24 (金)	合併協議会事務局	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道知事への廃置分合申請関係について</li> <li>・ 檜山北部広域連合に対する脱退手続きについて</li> <li>・ 合併協議会及び合併準備組織体制について</li> <li>・ 特別職・議会議員等の報酬等検討方法について</li> <li>・ 組織・機構体制の検討について</li> <li>・ 新町予算・決算編成方針について</li> <li>・ 合併特例区長及び支所長のあり方について</li> <li>・ 例規整備作業スケジュールについて</li> </ul>
第 18 回	2 / 3 (木)	合併協議会事務局	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政組織・機構体制の検討について</li> <li>・ 合併準備全体スケジュールについて</li> <li>・ 町長会議及び幹事会の開催日程について</li> <li>・ 合併準備道外先進地視察について</li> </ul>
第 19 回	3/23 (水)	合併協議会事務局	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併協定調印式以降の経過について</li> <li>・ 新町の組織及び機構について</li> <li>・ 町章図案の選定について</li> <li>・ 平成 16 年度合併協収支補正予算について</li> <li>・ 平成 17 年度合併協収支予算について</li> <li>・ 合併協の解散について</li> </ul>

#### 4. 専門部会の開催

行財政・保健福祉・産業建設・教育各専門部会により、事務事業の一元化に向けた調整作業を行った。

#### 5. 3町の行政視察を開催

月 日	場 所	内 容
8 / 19 (木)	瀬棚町 北檜山町	<ul style="list-style-type: none"><li>・瀬棚町 (漁港、茂津多岬灯台、三本杉海水浴場、B &amp; G 海洋センター艇庫、立象山、瀬棚港・洋上風車、やすらぎ館、生活支援ハウス・医療センター等)</li><li>・北檜山町 (北檜山小学校改築予定箇所、特別養護老人ホーム、学校給食センター、狩場葬苑、町立国保病院、玄米ばら集出荷施設等)</li></ul>
8 / 20 (金)	北檜山町 大成町	<ul style="list-style-type: none"><li>・北檜山町 (北部檜山衛生センター、道道北檜山大成線北成トンネル、米乾燥調製貯蔵施設、農業センター)</li><li>・大成町 (大成生長生園、大成浄化センター、漁港、町立国保病院、水産種苗育成センター、長磯あわび畜養施設、あわび山荘等)</li></ul>

#### 6. 協議会だより

月 日	内 容
4 / 24 (木)	創刊号 <ul style="list-style-type: none"><li>・第1回合併協議会報告</li><li>・合併協定項目</li><li>・「委員」「組織」のご紹介</li></ul>
5 / 20 (木)	第2号 <ul style="list-style-type: none"><li>・第2回合併協議会報告</li><li>・事務事業に関する調整方針</li><li>・新町建設計画の概要</li></ul>
6 / 24 (木)	第3号 <ul style="list-style-type: none"><li>・第3回合併協議会報告</li><li>・第4回合併協議会報告</li><li>・第1回新町名候補選定小委員会報告</li></ul>
7 / 22 (木)	第4号 <ul style="list-style-type: none"><li>・第5回合併協議会報告</li><li>・第1回新町建設計画策定小委員会報告</li></ul>
8 / 26 (木)	第5号 <ul style="list-style-type: none"><li>・第6回合併協議会報告</li></ul>
9 / 24 (金)	第6号 <ul style="list-style-type: none"><li>・第7回合併協議会報告</li><li>・第2回新町建設計画策定小委員会報告</li><li>・第2回新町名候補選定小委員会報告</li><li>・第1回議会議員定数・任期検討小委員会報告</li><li>・3町行政視察</li></ul>
10 / 21 (木)	第7号 <ul style="list-style-type: none"><li>・第8回合併協議会報告</li><li>・第9回合併協議会報告</li><li>・第3回新町建設計画策定小委員会報告</li><li>・第3回新町名候補選定小委員会報告</li></ul>

11 / 25 (木)	第8号 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10回合併協議会報告</li> <li>・第4回新町建設計画策定小委員会報告</li> <li>・第4回新町名候補選定小委員会報告</li> </ul>
12 / 24 (金)	第9号 <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協定書調印式</li> <li>・第11回合併協議会報告</li> </ul>

## 7. 電算システム統合及びネットワーク整備作業

電算システム分科会を設置し、電算システムの一元化及びネットワーク整備の検討、調整を行った。

## 8. 新町まちづくりプランダイジェスト版町民説明会の開催

11月25日（瀬棚町）と26日（北檜山町）の両日、新町まちづくりプランダイジェスト版を作成し、町民説明会を開催し、意見交換を行った。

大成町においては、町が主催して町民への説明会を行った。

## 9. 合併協定書調印式の実施

12月7日（火）に北檜山町健康センターで合併協定書の調印式を行った。

調印式では、檜山北部3町合併協議会のこれまでの経過報告を行った後、3町の町長が署名・調印し、特別立会人の平沼桧山支庁長と委員22名が署名した。

## 10. 3町の廃置分合について道知事へ申請

平成17年1月17日に3町長が桧山支庁長に対し申請書を持参提出した。

認定第 1 号

平成 16 年度檜山北部 3 町合併協議会歳入歳出の決算について

平成 16 年度檜山北部 3 町合併協議会歳入歳出の決算について、別紙のとおり認定に付する。

平成 17 年 6 月 28 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会  
会 長 内 田 東 一

## 平成16年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出決算書

檜山北部3町合併協議会財務規程第8条の規定により、平成16年度檜山北部3町合併協議会会計の決算について、監査委員の監査に付した結果を添えて、認定に付する。

### 歳入 (単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1.負担金		20,053,000	20,053,000	20,053,000	0	0
	1.負担金	20,053,000	20,053,000	20,053,000	0	0
2.補助金		14,600,000	14,400,000	14,400,000	0	△ 200,000
	1.補助金	14,600,000	14,400,000	14,400,000	0	△ 200,000
3.諸収入		189,000	190,477	190,477	0	1,477
	1.諸収入	189,000	190,477	190,477	0	1,477
歳入合計		34,842,000	34,643,477	34,643,477	0	△ 198,523

### 歳出 (単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越	不用額	予算現額と支出済額との比較
1.総務費		4,496,000	3,575,203	0	920,797	920,797
	1.総務管理費	4,496,000	3,575,203	0	920,797	920,797
2.事業費		30,246,000	29,469,386	0	776,614	776,614
	1.事業推進費	30,246,000	29,469,386	0	776,614	776,614
3.諸収入		100,000	0	0	100,000	100,000
	1.予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳出合計		34,842,000	33,044,589	0	1,797,411	1,797,411

歳入総額 34,643,477 円

歳出総額 33,044,589 円

歳入歳出差引残額 1,598,888 円

歳入歳出決算事項別明細書

〔歳入〕

(単位:円)

科目	予 算 現 額					調定額	収入済額	備 考
	当初予算額	補正予算額	計	節				
				区 分	金 額			
1. 負担金	20,053,000	0	20,053,000			20,053,000	20,053,000	
1. 負担金	20,053,000	0	20,053,000			20,053,000	20,053,000	
1. 負担金	20,053,000	0	20,053,000	1構成市町村負担金	20,053,000	20,053,000	20,053,000	北檜山町 7,184,000 瀬棚町 6,444,000 大成町 6,425,000
2. 補助金	16,005,000	△ 1,405,000	14,600,000			14,400,000	14,400,000	
1. 補助金	16,005,000	△ 1,405,000	14,600,000			14,400,000	14,400,000	
1. 補助金	16,005,000	△ 1,405,000	14,600,000	1道補助金	14,600,000	14,400,000	14,400,000	地域政策補助金
3. 諸収入	91,000	98,000	189,000			190,477	190,477	
1. 諸収入	91,000	98,000	189,000			190,477	190,477	
1. 諸収入	91,000	98,000	189,000	1雑入	189,000	190,477	190,477	任意協議会引継ぎ金 177,359 預金利子等 13,118
歳入合計	36,149,000	△ 1,307,000	34,842,000			34,643,477	34,643,477	

[歳出]

(単位:円)

科目	予 算 現 額				支出済額	不用額	備 考	
	当初予算額	補正予算額 及び流用額	計	節				
				区 分				金 額
1. 総務費	4,328,000	168,000	4,496,000			3,575,203	920,797	
1. 総務管理費	4,328,000	168,000	4,496,000			3,575,203	920,797	
1. 事務局費	4,328,000	168,000	4,496,000		4,496,000	3,575,203	920,797	
				3職員手当	500,000	286,055	213,945	通勤手当 199,900 時間外勤務手当 86,155
				4共済費	235,000	233,504	1,496	社会保険料 203,194 雇用保険料 30,310
				7賃金	1,732,000	1,695,100	36,900	臨時職員
				9旅費	700,000	281,560	418,440	普通旅費
				11需用費	360,000	236,502	123,498	消耗品費 150,995 食糧費 35,883 燃料費 49,624
				12役務費	321,000	242,850	78,150	通信運搬費 11,050 手数料 231,800
				14使用料 及 び 賃借料	572,000	571,032	968	事務机、書庫 椅子リース料
				18備品購 入費	76,000	28,600	47,400	職印作成
2. 事業費	31,721,000	△ 1,475,000	30,246,000		30,246,000	29,469,386	776,614	
1. 事業推進費	31,721,000	△ 1,475,000	30,246,000		30,246,000	29,469,386	776,614	
1. 会議費	6,260,000	△ 744,000	5,516,000		5,516,000	4,782,507	733,493	
				1報酬	1,091,000	864,000	227,000	協議会等委員 報酬
				9旅費	209,000	172,450	36,550	費用弁償
				11需用費	1,820,000	1,499,525	320,475	消耗品費 1,026,725 食糧費 390,590 印刷製本費 82,210
				12役務費	120,000	118,140	1,860	郵券代
				13委託料	764,000	616,392	147,608	会議録作成 業務

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額 及び流用額	計	節				
				区 分	金 額			
				14使用料 及 び 賃借料	1,512,000	1,512,000	0	録音機材 借上料
2. 調査研 究費	21,741,000	380,000	22,121,000		22,121,000	22,078,679	42,321	
				9旅費	130,000	129,440	560	普通旅費
				11需用費	300,000	259,869	40,131	消耗品費
				13委託料	18,709,000	18,707,750	1,250	新町建設計画 策定支援業務 3,963,750 電算システム調 査分析業務 504,000 新町例規整備 支援業務 7,507,500 新町建設計画ダ イジェスト版の制 作業務 1,732,500 電算システム・ ネットワークシス テム統合実施計 画策定業務 5,000,000
				14使用料 及 び 賃借料	2,982,000	2,981,620	380	パソコン等電算 機器借上料 1,180,620 複写機借上料 1,701,000 行政視察バス 借上料 100,000
3. 広報広 聴費	3,720,000	△ 1,111,000	2,609,000		2,609,000	2,608,200	800	
				13委託料	2,609,000	2,608,200	800	協議会だより作 成業務 1,852,200 ホームページ作 成・管理業務 756,000
3. 予備費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1. 予備費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1. 予備費	100,000	0	100,000	1予備費	100,000	0	100,000	
歳出合計	36,149,000	△ 1,307,000	34,842,000			33,044,589	1,797,411	



平成16年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出決算報告書

檜山北部3町合併協議会規約第15条第2項の規定によって、平成16年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出決算書及び関係帳簿・証書類を監査した結果その意見は次の通りであるので報告する。

記

1. 監 査 対 象 平成16年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出決算書及び関係帳簿・証書類
2. 監 査 期 日 平成17年5月31日
3. 監査総括的意見
  - (1) 歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類並びに預金残高証明書と符合し相違ないことを確認した。
  - (2) 予算の執行及び収入、支出に関する事務については、適正に執行されていると認める。

平成17年5月31日

檜山北部3町合併協議会会長 様

檜山北部3町合併協議会

監 事 高 畑 實



監 事 柳 田 眞



## 議案第 1 号

### 平成 1 6 年度檜山北部 3 町合併協議会補正予算について

平成 1 6 年度檜山北部 3 町合併協議会補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 3 9 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4, 8 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 1 7 年 3 月 2 9 日提出

檜山北部 3 町合併協議会  
会 長 内 田 東 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 負担金	1 負担金	20,053	0	20,053
2 補助金	1 補助金	16,005	△ 1,405	14,600
3 諸収入	1 諸収入	178	11	189
歳入合計		36,236	△ 1,394	34,842

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	1 総務管理費	4,435	61	4,496
2 事業費	1 事業推進費	31,701	△ 1,455	30,246
3 予備費	1 予備費	100	0	100
歳出合計		36,236	△ 1,394	34,842

平成17年度檜山北部3町合併協議会補正予算事項別明細書

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	摘	要
1 負担金				6,935	0	6,935		
	1 負担金			6,935	0	6,935		
		1 負担金		6,935	0	6,935		
2 諸収入				101	1,498	1,599		
	1 諸収入			101	1,498	1,599		
		1 諸収入		101	1,498	1,599		
			1 雑入	101	1,498	1,599	01 繰越金	1,498
合 計				7,036	1,498	8,534		

## 2. 歳出

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	摘	要
1	総務費			5,078	△ 51	5,027		
	1	総務管理費		5,078	△ 51	5,027		
		1	事務局費	5,078	△ 51	5,027		
			3	職員手当	100	△ 100	0	時間外勤務手当 △ 100
			12	役務費	15	49	64	通信運搬費 49 郵券代
2	事業費			1,858	1,549	3,407		
	1	事業推進費		1,858	1,549	3,407		
		1	会議費	747	223	970		
			1	報酬	162	171	333	報酬 171 町章図案選定委員会(3回) 90 特別職報酬等審議会(3回) 81
			9	旅費	54	42	96	費用弁償 42 町章図案選定委員会(3回) 21 特別職報酬等審議会(3回) 21
			12	役務費	25	10	35	通信運搬費 10 郵券代
		2	調査研究費	200	200	400		
			9	旅費	200	200	400	普通旅費 200 合併準備事務調査旅費
		3	広報広聴費	911	1,126	2,037		
			11	需用費	0	1,126	1,126	消耗品費 126 合併誕生啓発懸垂幕 印刷製本費 1,000 新町ガイドブック作成
3	予備費			100	0	100		
	1	予備費		100	0	100		
		1	予備費	100	0	100		
	合	計		7,036	1,498	8,534		